



第3期 松阪市地域福祉（活動）計画

2018年度(平成30年度)～2022年度

概要版

地域の絆と支援の輪で
くらしを支える安心のまち



松阪市
松阪市社会福祉協議会

第三期 松阪市地域福祉（活動）計画の概要

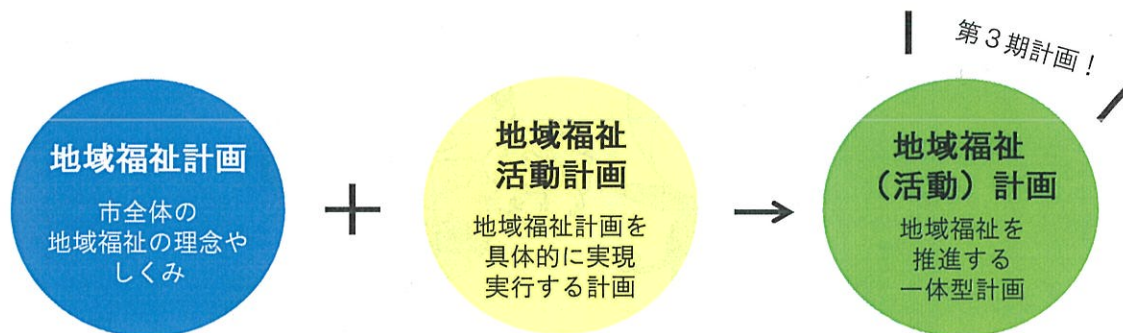


計画の方向性

市の第1期及び第2期の地域福祉計画は、住民主体の課題解決に重きをおいて、主に住民の皆さんが主体的に行う活動を行政や社会福祉協議会がどのように支援するかという観点から策定されてきました。

今回策定した第3期計画は、これまでの計画を引き継ぎつつ、近年の地域福祉に関する施策や動向を踏まえ、住民だけでは解決できない問題を専門職が一丸となって支えていく体制の構築を位置づけていくこととしました。

また、市と社会福祉協議会が地域福祉の理念や活動の方向性を共有し、相互に連携を図ることで、それぞれの役割・機能を活かしながら実践力を高めていけるよう、市の全体の理念やしぐみを掲げる「地域福祉計画」と具体的な取り組みを実現・実行する「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。



計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から2022年度（平成34年度）までの5ヵ年とします。



計画の基本理念と目標

第3期松阪市地域福祉（活動）計画では、「地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち」を基本理念とし、住民が「住んで良かった」と思えるようなまちづくりと地域福祉の推進を目指します。

基本理念

地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち



基本目標 1

住民の
主体的な
地域づくり

施策の方向性

1) 行政や専門職が連携して
住民協議会等の地域福祉
活動を支援する体制を作る



具体的な施策

① 地域連携活動サポート
チームの見直し・強化

P.3

2) 一人ひとりがつながり、
支え合うことのできる
人づくり



① 地域福祉教育の推進
② 福祉活動の担い手づくり
③ 助け合いネットワークの強化

P.5

3) 誰もが「役割」と「出番」
のある場づくり



① 地域に根ざした居場所
づくり事業の展開
② 社会参加のための場づくり
③ 新たな住民層の参加拡大

P.6

4) 地域の福祉活動を活性化
するネットワークづくり



① 地域の財源を確保する
しくみづくり
② 多様なニーズに対応する
ネットワークづくり

P.6

※2)～4)は、地域福祉活動計画に当たる部分 (P.6～7)

基本目標 2

包括的な
相談支援の
体制づくり

施策の方向性

1) 専門職の連携を強化し、
包括的な相談支援体制
を作る



具体的な施策

① 相談支援包括化推進員の配置
② 専門職間の連携強化

P.4

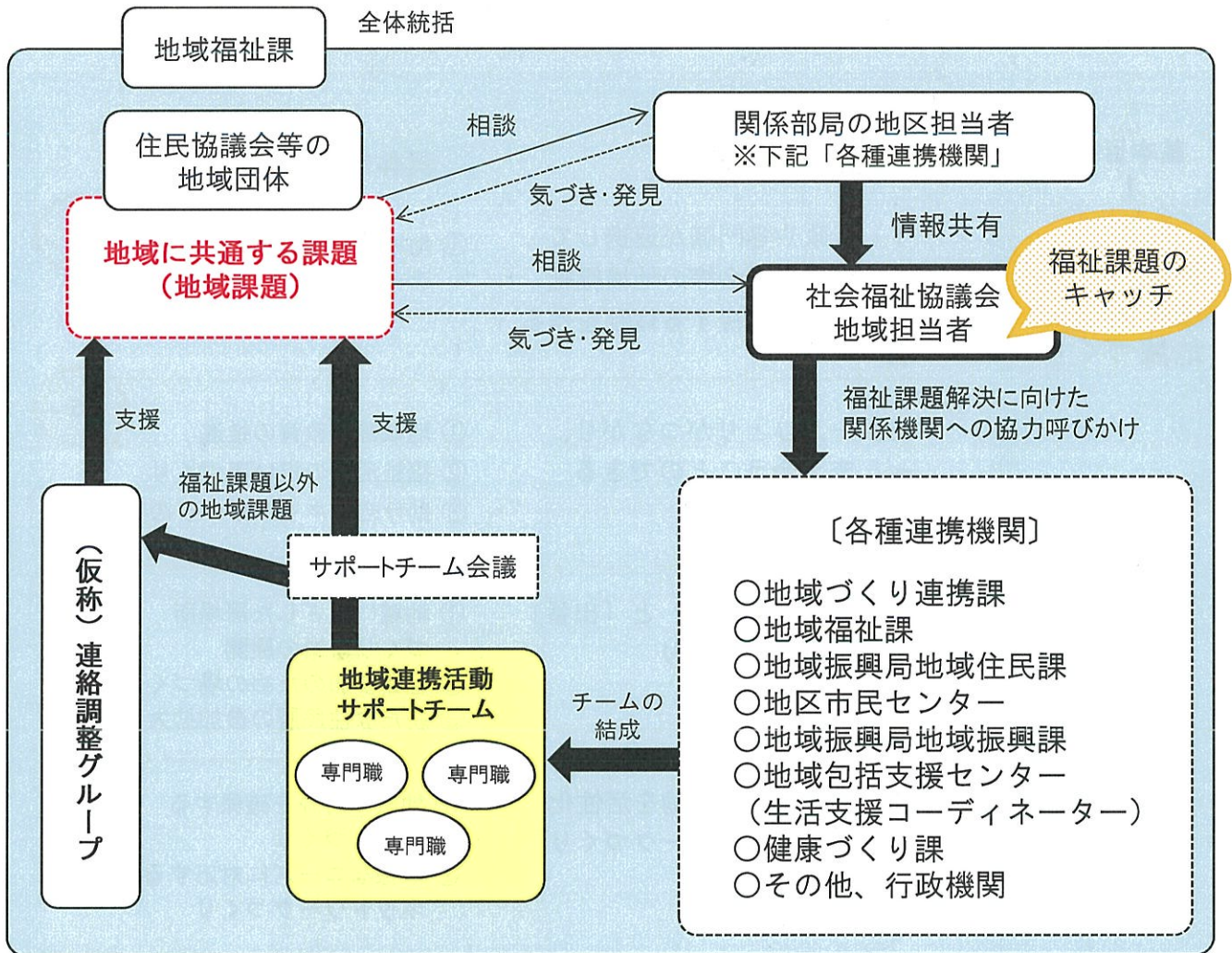
地域福祉計画

基本目標

① 「住民の主体的な地域づくり」の推進

地域福祉活動の主体は住民ですが、市や社会福祉協議会をはじめとした専門職は、住民が地域福祉活動を地域の実情に応じて活発に取り組んでいくための環境を含めた支援を行い、共に汗を流すことが必要です。

そこで、住民の福祉活動をバックアップする専門職による支援体制を下記のように展開していきます。



役割

● 地域福祉課

サポートチーム会議及び各専門職間の連携会議を必要に応じて開催し、地域振興局管内においては、地域住民課との連携により進めます。

● 関係部局の地区担当者

日常又は事業・活動等の関わりにおいて、住民協議会が抱える共通する課題の相談を受けたり、気づいた場合、社会福祉協議会の地域担当者にその課題を伝達し、共有を図ります。

● 社会福祉協議会の地域担当者

地域の課題を把握し、解決できる手法を検討することを目的として各種連携機関へ協力を呼びかけ、地域連携活動サポートチームを結成します。チーム内で解決が困難な場合は、(仮称)連絡調整グループを結成し、検証を行います。



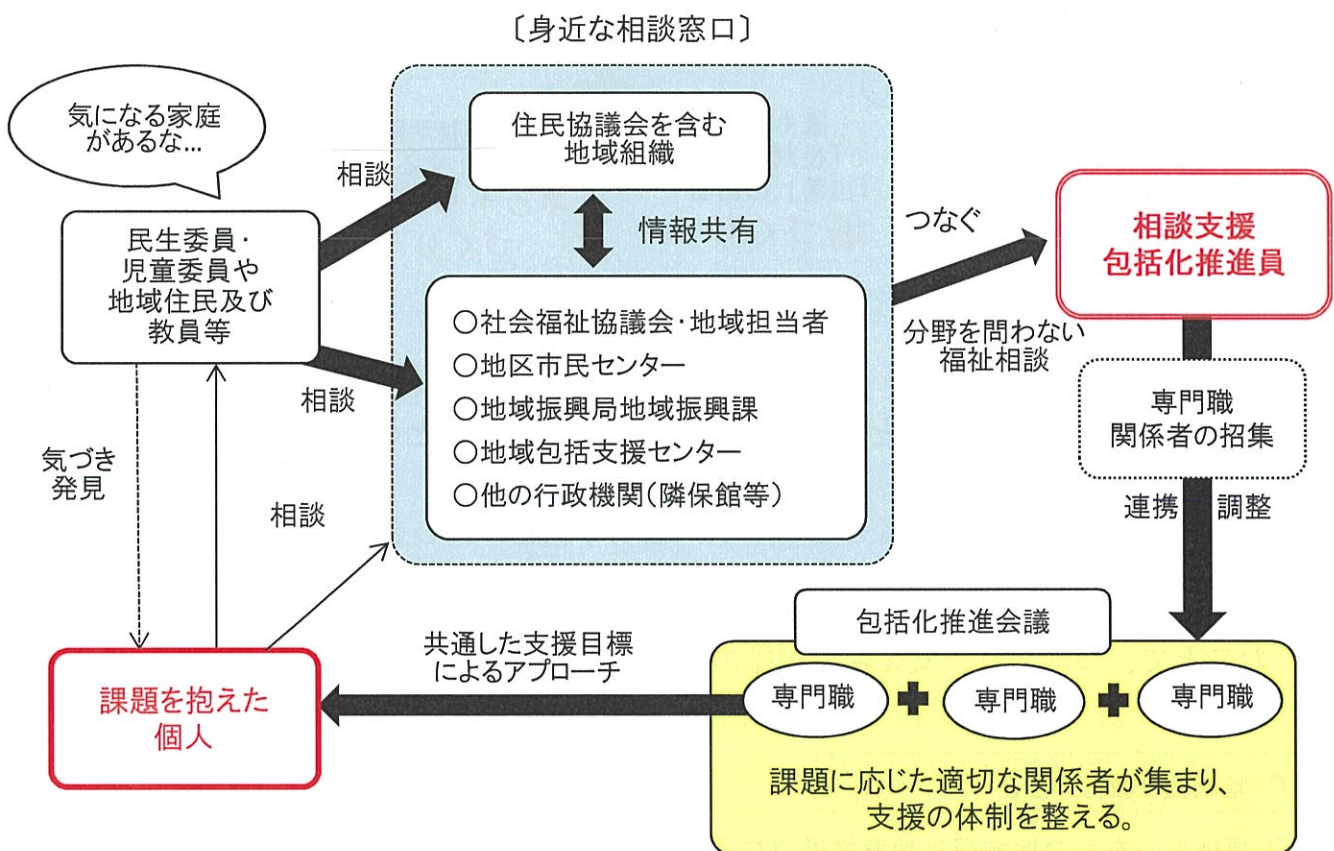
地域福祉計画

基本目標

② 「包括的な相談支援の体制づくり」の推進

個別の福祉課題、なかでも複雑な課題を抱えた世帯等の問題は、一人の専門職や1つの機関、分野では対応できません。そのため、分野を横断した包括的な相談支援の体制を構築していく必要があります。

そこで、こうした課題に対して、身近な地域での支えあいを強化するとともに、専門職同士が連携して複雑な課題を抱えた世帯の問題や制度のはざまの問題を「丸ごと」受け止めることができる体制の構築を目指します。



役割

● 相談支援包括化推進員

「相談支援包括化推進員」は、地域で解決が困難な課題を一人で解決する専門職ではなく、課題別に適切な関係者を招集することでチームで解決に当たるための連携や調整の中心となる役割を果たす専門職であることを想定しています。

配置については、地域福祉課が中心となり、各関係機関との協議を重ね、設置機関や人員体制、またそうした職員に求められる能力などについて今後、検討を進めます。

● 包括化推進会議

相談支援包括化推進員と、課題に応じた適切な専門職が一同に会し、共通した支援目標によるアプローチをするため、支援の体制を整えます。



地域福祉活動計画

基本目標

① 「住民の主体的な地域づくり」の推進

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が住民や関係機関と相互に協力し、福祉でまちづくりを推進することを目的とする実践的な活動・行動計画です。市全体の地域福祉の基本理念と基本的な仕組みに基づいて、基本目標① 住民の主体的な地域づくり（地域の絆）」を具体的に進めるために下記の計画に取り組みます。



一人ひとりが
つながり、
支えあうことの
できる**人づくり**



誰もが
「役割」と
「出番」のある
場づくり



地域の福祉活動を
活性化する
**ネットワーク
づくり**



3つの
重点項目に
取り組みます！

施策の方向性

一人ひとりがつながり、支えあうことのできる人づくり



住民の一人ひとりが他者を思いやり、地域の課題に関心を持ち、自分のこととして捉えながら、みんなで出来ることを考えることが重要です。多くの住民が地域福祉活動に参加をし、関わりを持つことができる「人づくり」に取り組むことで、つながり、支え合う福祉のまちづくりを目指します。

① 地域福祉教育の推進

- 福祉の心を育む地域福祉教育推進プログラムの充実を図ります。
- 多様性を理解し合えるための交流を育みます。

② 福祉活動の担い手づくり

- 地域ニーズに応じた福祉活動の担い手を増やします。
- 地域で活動しやすい環境をつくります。

③ 助け合いネットワークの強化

- 見守りと支え合いの輪を地域に広げます。
- 災害ボランティアサポートスタッフの活躍の場を広げます。



施策の方向性

誰もが「役割」と「出番」のある場づくり



近年、少子高齢化が進み、単身世帯が増加傾向にあることから、地域の絆を強め、人と人のつながりを育むことが重要です。そのためにも、幅広い世代の人たちが集い、参加できるテーマを持った出会いの場を企画しながら、家族や友人等との暖かい人間関係の中で、誰もが役割を持ち、出番のある場づくりに取り組めます。

① 地域に根ざした居場所づくり事業の展開

- 宅老所、サロン活動の立ち上げや活動支援を充実させます。
- 子どもの居場所づくり事業を充実させます。

② 社会参加のための場づくり

- フリースペースを通じた交流の機会を育みます。
- 体験の機会を通じた社会参加を支援します。



③ 新たな住民層の参加拡大

- 幅広い世代の人たちが参加しやすい地域づくりに取り組めます。



施策の方向性

地域の福祉活動を活性化するネットワークづくり



地域のニーズや課題解決に当たっては、多様な主体が枠組みを超えて連携することで、地域の福祉力が高まります。

そこで、関係者との連携によって課題解決につながるようなネットワークづくりに取り組めます。

① 地域の財源を確保するしくみづくり

- 企業と地域がつながるしくみを構築します。
- 赤い羽根共同募金を活用した助成活動の充実を図ります。

② 多様なニーズに対応するネットワークづくり

- 社会福祉法人の地域貢献を広げます。





お問い合わせ

- 松阪市健康福祉部地域福祉課
- 松阪市社会福祉協議会

三重県松阪市殿町1340番地1
三重県松阪市殿町1360番地16

TEL 0598-53-4089
TEL0598-21-1487